

## ○丸森町移住支援事業実施要綱

令和元年8月26日

告示第79号

改正 令和3年3月22日告示第36号

改正 令和3年10月1日告示第110号

(趣旨)

第1条 町は、移住を希望する者の移住に要する経費の一部を支給することで、地域産業の担い手となる人材の流入促進を図り、地域の稼ぐ力の好循環と持続可能な地域経済の構築を推進するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町へ移住して、宮城県が対象として登録した中小企業等へ就業した者又は起業した者等に対し、予算の範囲内において丸森町移住支援事業支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給等に関しては、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（平成31年地復号外通知。以下「県実施要領」という。）及び丸森町補助金等交付規則（平成11年丸森町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 支援金の対象となる者は、単身で移住する者にあつては第1号から第8号までの要件を全て満たす者とし、2人以上の世帯で移住する者にあつては次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)に該当すること。

(2) 次の区分のいずれかに該当し、当該区分に定める日以降に本町へ転入していること。

ア 県実施要領第5の1(1)の②(ア)又は⑤ 平成31年4月1日

イ 県実施要領第5の1(1)の②(イ)又は③ 令和3年4月1日

ウ 県実施要領第5の1(1)の④ 令和3年10月1日

(3) 支援金の申請時において、町内に住所を有し、かつ、転入の日から3月以上1年以内であること。

(4) 支援金の申請日から5年以上継続して本町に居住する意思を有していること。

(5) 丸森町暴力団排除条例（平成25年丸森町条例第10号）第2条第3号の暴力団員、反社会勢力の構成員又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本の国籍を有し、又は外国の国籍を有する者で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。

(7) 県実施要領第5の1(1)④に該当するときは、本町へ転入した要因が転勤、

出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、別表に定める要件のいずれかに該当すること。

(8) その他本町及び宮城県が支援金の対象者として不適当と認める者でないこと。

(9) 県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2人以上の世帯 100万円

(2) 単身世帯 60万円

(支給の申請及び実績報告)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丸森町移住支援事業支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 移住元の住民票の除票の写し

(3) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

2 申請者が次の各号に該当するときは、当該各号に定める書類を前項の申請書に添付しなければならない。

(1) 次号に該当する場合を除き、東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していたとき 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主であったとき 開業届出済証明書等及び個人事業等の納税証明書

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を移住元要件の対象期間として算入するとき 在学期間の確認ができる卒業証明書又は成績証明書等

(4) 前条第1号の支援金を申請するとき 申請者以外の世帯員の移住元の住民票の除票の写し

(5) 県実施要領第5の1(1)②に該当するとき 就業先企業等の就業証明書（様式第2号—1）

(6) 県実施要領第5の1(1)③に該当するとき 就業先企業等の就業証明書（テレワーク用）（様式第2号—2）

(7) 県実施要領第5の1(1)④に該当するとき 別表に定める要件に応じた必要書類

(8) 県実施要領第5の1(1)⑤に該当するとき 起業支援金の交付決定通知

書

3 第1項の支給申請は、規則第12条の規定による実績報告とみなす。

(支給の決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定したときは、丸森町移住支援事業支援金支給決定・却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の支給決定通知は、規則第13条の規定による額の確定通知とみなす。

(支給の方法)

第6条 町長は、前条の規定による支給決定の通知をしたときは、その決定の日から起算して1か月以内に支援金の全額を一括で支給するものとする。

(決定の取消し)

第7条 町長は、支援金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(支援金の返還)

第8条 受給者は、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、支援金の全額を、第5号に該当するときは、支援金の半額を、町長が別に支持する方法により返還しなければならない。

(1) 前条の規定により決定が取り消されたとき。

(2) 支援金の申請日から起算して3年を経過するまでの間に宮城県外に転出したとき。

(3) 支援金の申請日から起算して1年を経過するまでの間に支援金の要件を満たす職を辞したとき。

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。

(5) 支援金の申請日から起算して3年を経過した者が5年を経過するまでの間に宮城県外に転出したとき。

(支援金の返還免除)

第9条 町長は、前条の規定により支援金を返還しなければならない者が、次各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、その返還を免除することができる。

(1) 就業先の企業等が倒産したとき。

(2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき。

(3) 災害その他やむを得ない事由が生じたことを町長が認めるとき。

2 前項の規定による返還免除を希望する受給者は、丸森町移住支援事業支援金返還免除申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を丸森町移住支援事業支援金返還免除可否決定通知書（様式第5号）により当該受給者に通知するものとする。

（住所変更の届出）

第10条 受給者は、支援金の申請日から起算して5年を経過するまでの間に他の市町村へ住所を移動するときは、住所変更届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（立入検査等）

第11条 町長は、支援金の執行の適正を期するため必要があるときは、受給者に報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして関係する場所への立入検査等をさせることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月22日告示第36号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日告示第110号）

この告示は、令和3年10月1日から適用する。

別表

県実施要領第5の1(1)④の要件	必要書類
(1) 北海道北見市出身であること。	戸籍の附票
(2) 本町にある小学校、中学校又は高等学校を卒業していること。	卒業証明書又は卒業証書の写し
(3) 支援金の申請日前5年以内に、町、住民自治組織又は民間団体が主催し、町内で実施された地域活動又はイベントに2回以上参加したことがあり、その参加を明らかにできること。	参加を証するもの
(4) 丸森町滞在型市民農園条例（平成16年丸森町条例第17号）別表に定める休憩施設付農園を半年以上利用し	休憩施設付農園利用料の領収書

たことがあり、その利用料に未納がないこと。	
(5) 町又はまるもり移住・定住サポートセンターが主催した移住体験ツアーに参加したことがあること。	不要
(6) 社会福祉法人丸森町社会福祉協議会が設置した丸森町災害ボランティアセンターに登録し、ボランティア活動に参加したことがあること。	社会福祉法人丸森町社会福祉協議会が発行するボランティア活動証明書
(7) 町内に3親等以内の親族が居住していること。	支給対象者の戸籍謄本、3親等以内の町内居住の親族の住民票及び当該親族と3親等以内であることが分かるもの